

職員の退職管理に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について

平成 24 年 2 月
総務省人事・恩給局

1 趣旨

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 3 においては、職員の在職中の求職の規制について規定している。また、この規定を受けて、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 9 条において、職員が求職の承認を得ようとする場合に、申請書を内閣府に設置されている再就職等監視委員会に提出しなければならないことが定められており、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号。以下「退職管理府令」という。）第 3 条において、当該求職承認の手続きを定めているところである。

今般、復興庁組織令案の施行に伴い、同令案附則第 7 条において、復興庁が廃止されるまでの間（別に法律で定めるところにより平成 33 年 3 月 31 日までに廃止）、職員の退職管理に関する政令第 16 条第 1 項について、局長等としての在職機関※注のうち「府省その他の政令で定める国の機関」について復興庁を加えて読み替える措置を講じているところである。これに併せて、求職の承認の申請は職員が在職している行政機関を経由して行わなければならないとする退職管理府令の規定（第 3 条）について、復興庁を加えて読み替える措置を行うものである。

注） 「局長等としての在職機関」とは、国家行政組織法第 6 条に規定する長官、同法第 18 条第 1 項に規定する事務次官、同法第 21 条第 1 項に規定する事務局長若しくは局長の職又は局長級以上の職に準ずる職に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人若しくは都道府県警察をいう。

2 改正内容

退職管理府令第 3 条第 1 項第 1 号に規定する、求職の承認の申請を行う際に経由しなければならない行政機関として、復興庁が廃止されるまでの間、同庁を加える読替規定（「令第十六条第一項各号又は第二項各号」とあるのを「令第十六条第一項各号に掲げる国の機関及び復興庁又は同条第二項各号」とする。）を附則第 4 条として追加する。

3 施行期日

復興庁設置法施行の日（平成 24 年 2 月 10 日）

注）本改正については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条第 1 項（意見公募）の規定は適用されないものである。